

# 兵庫県公報

平成20年 3月28日 金曜日 第6号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

教育委員会規則	ページ
兵庫県教育委員会行政組織規則及び兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	1
兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則	2
教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則	4
指導力向上を要する教員の認定等の手続に関する規則	5
兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	6

## 公布された法令のあらまし

- 兵庫県教育委員会行政組織規則及び兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第3号）  
平成20年度の事務執行体制の整備を図るため、組織、所掌事務及び職制について所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則（教育委員会規則第4号）  
県立学校の運営及び指導体制の充実を図るため、学校教育法等の一部改正による学校評価の実施等について規定を整備するとともに、県立学校の管理運営の基本的事項について兵庫県教育委員会が関与する規定を整理することに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第5号）  
特別支援学校の教員の免許状を授与された者が、新教育領域に関して、教科を修得しその旨を申し出た場合又は教育職員検定に合格した場合に、当該免許状に新教育領域を追加して定めるための申請手続について所要の整備を行うこととした。
- 指導力向上を要する教員の認定等の手続に関する規則（教育委員会規則第6号）  
教育公務員特例法の一部改正により、同法第25条の2第1項に規定する指導改善研修を実施する必要がある教員の認定等の手続に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるものとされたことに伴い、事実の確認の方法、判定委員会の設置等必要な事項を定めることとした。
- 兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第7号）  
兵庫県立尼崎稲園高等学校の普通科の改編に伴い、同校の通学区域について所要の整備を行うこととした。

## 教育委員会規則

兵庫県教育委員会行政組織規則及び兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

兵庫県教育委員会  
委員長 永田 萌

兵庫県教育委員会規則第3号

兵庫県教育委員会行政組織規則及び兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

（兵庫県教育委員会行政組織規則の一部改正）

第1条 兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条の表総務課の項中「企画係 行政係 広報・広聴係」を「企画係 広報・広聴係」に改め、同表教

育企画課の項中「情報教育係」を「情報・環境教育係」に改め、同表財務課の項中「教職員給与管理係」を「教職員給与管理係 整備計画係 営繕係」に改め、同表教職員課の項中「教職員制度係」を「制度・免許係」に改め、同表施設課の項を削り、同表福利厚生課の項中「福祉係 貸付係 給付係」を「福祉係 給付係」に改める。

第 9 条中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号から第23条までを 1 号ずつ繰り上げる。

第10条に次の 3 号を加える。

- (7) 県立学校の施設等の整備計画に関すること。
- (8) 県立学校の施設等の補修工事に関すること。
- (9) 教育機関の用に供する施設等の営繕の技術に関すること。

第12条の 2 を削る。

第74条の表中

「

参 事	本 庁	上司の命を受け、特殊の事務を処理する。
-----	-----	---------------------

」

を

「

危 機 管 理 員	本 庁	上司の命を受け、危機管理に関する特殊の事務を処理する。
参 事	本 庁	上司の命を受け、特殊の事務を処理する。

」

に、「施 設 課」を「財 務 課」に改める。

(兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第 2 条 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条の 3 の見出しを「(船長等)」に改め、同条中「及び機関長」を「、機関長及び通信長」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 5 通信長は、校長の監督を受け、通信に関する業務を処理する。
- 6 県委員会は、必要があると認めるときは、第 2 項に規定するもののほか、補職についての特例を定めることがある。

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

兵庫県教育委員会  
委員長 永 田 萌

兵庫県教育委員会規則第 4 号

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第 1 条 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「、兵庫県教育委員会」を「、教育上の必要があるときは、学年末までに兵庫県教育委員会」に、「の承認を得て、学期」を「に届け出て、翌年度の学期」に改める。

第 5 条第 1 項第 7 号中「認め、県委員会の承認を得た」を「認める」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「、あらかじめ県委員会に届け出て」を削る。

第 9 条第 2 項中「命じ、県委員会に報告しなければならない」を「命じる」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 学校の評価及び学校の情報提供

(学校自己評価)

第11条の2 校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、当該学校の実情に応じた適切な項目を設定して評価を行い(以下「学校自己評価」という。)、その結果を公表するものとする。

(学校関係者評価)

第11条の3 校長は、学校自己評価の結果を踏まえた当該学校の生徒の保護者その他の当該学校の関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い(以下「学校関係者評価」という。)、その結果を公表するよう努めるものとする。

(学校評価等の結果の報告)

第11条の4 校長は、学校自己評価の結果及び学校関係者評価を行った場合はその結果を、県委員会に報告するものとする。

(学校の情報提供)

第11条の5 校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、当該学校の生徒の保護者等に対して情報を提供するものとする。

第16条第1項中「の承認を受け」を「に届け出」に改める。

第20条第1項中「、県委員会に報告し」を削り、同条第3項を削る。

第21条第1項中「、所属職員」を「、校長が定める規程により所属職員」に改め、同条第2項を削る。

第23条第2項を削る。

(兵庫県立中等教育学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 兵庫県立中等教育学校の管理運営に関する規則(平成14年兵庫県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上の必要があるときは、学年末までに兵庫県教育委員会(以下「県委員会」という。)に届け出て、翌年度の学期を次のとおりとすることができる。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(兵庫県立大学附属中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 兵庫県立大学附属中学校の管理運営に関する規則(平成18年兵庫県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第8号中「認め、兵庫県教育委員会(以下「県委員会」という。)の承認を得た」を「認める」に改め、同条第2項及び第3項中「、あらかじめ県委員会に届け出て」を削る。

第7条中「県委員会」を「兵庫県教育委員会(以下「県委員会」という。)」に改める。

第19条を第22条とし、第18条を第21条とし、第17条第1項中「の承認を受け」を「に届け出」に改め、同条を第20条とする。

第15条を第19条とし、第14条の次に次の4条を加える。

(学校自己評価)

第15条 校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、当該学校の実情に応じた適切な項目を設定して評価を行い(以下「学校自己評価」という。)、その結果を公表するものとする。

(学校関係者評価)

第16条 校長は、学校自己評価の結果を踏まえた当該学校の生徒の保護者その他の当該学校の関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い(以下「学校関係者評価」という。)、その結果を公表するよう努めるものとする。

(学校評価等の結果の報告)

第17条 校長は、学校自己評価の結果及び学校関係者評価を行った場合はその結果を、県委員会に報告するものとする。

(学校の情報提供)

第18条 校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、当該学校の生徒の保護者等に対して情報を提供するものとする。

(兵庫県立大学附属高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第 4 条 兵庫県立大学附属高等学校の管理運営に関する規則(平成 5 年兵庫県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 8 号中「認め、兵庫県教育委員会(以下「県委員会」という。)の承認を得た」を「認める」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「、あらかじめ県委員会に届け出て」を削る。

第 8 条中「県委員会」を「兵庫県教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

兵庫県教育委員会  
委員長 永 田 萌

兵庫県教育委員会規則第 5 号

教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状の授与等に関する規則(昭和54年兵庫県教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条及び第10条中「第18条」の次に「第 1 項」を加える。

第10条の 2 を第10条の 3 とし、第10条の次に次の 1 条を加える。

(新教育領域の追加の定め申請)

第10条の 2 第 6 条、第 7 条及び第 9 条の規定は、免許法第 5 条の 2 第 3 項の規定により、免許状に新教育領域の追加の定めを申請しようとする場合について準用する。この場合において、第 6 条第 1 項中「教育職員検定・免許状授与申請書(様式第 1 号)」とあるのは「教育職員検定・免許状新教育領域の追加の定め申請書(様式第 1 号の 2)」と、第 7 条及び第 9 条中「教育職員検定・免許状授与申請書」とあるのは「教育職員検定・免許状新教育領域の追加の定め申請書」と読み替えるものとする。

2 第 8 条及び第10条の規定は、免許法第18条第 2 項の規定により、免許状に新教育領域の追加の定めを申請しようとする場合について準用する。この場合において、第 8 条及び第10条中「教育職員検定・免許状授与申請書」とあるのは「教育職員検定・免許状新教育領域の追加の定め申請書」と読み替えるものとする。

様式第 1 号の次に次の様式を加える。

様式第 1 号の 2 (第10条の 2 関係)

兵 庫 県 収 入 証 紙  
は り つ け 欄

教育職員検定・免許状新教育領域の追加の定め申請書

本 籍.....都道府県  
(郵便番号 - )

住 所.....

(ふりがな)  
氏 名.....

電 話(.....).....番.....

生 年 月 日.....年.....月.....日生.....

免許状の種類.....

教育領域.....

私は、上記のとおり（教育職員検定による）免許状の新教育領域の追加の定めを別紙関係書類を添えて申請します。

年 月 日

兵庫県教育委員会様

氏名.....印  
(現任教.....)

記入上の注意

- 1 免許法別表第1により新教育領域の追加の定め申請をする場合は、検定及び(教育職員検定による)を抹消してください。
- 2 「免許状の種類」とは、特別支援学校教諭2種免許状等のことであり、この場合は、「特支2」のように略記してください。
- 3 欄は、申請者において記入しないでください。

追加年月日	月 日
根拠法令	

様式第8号の2中「様式第8号の2(第10条の2関係)」を「様式第8号の2(第10条の3関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

指導力向上を要する教員の認定等の手続に関する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

兵庫県教育委員会  
委員長 永 田 萌

兵庫県教育委員会規則第6号

指導力向上を要する教員の認定等の手続に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「法」という。)第25条の2第5項及び第6項の規定に基づき、指導力向上を要する教員の認定等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教員 兵庫県教育委員会(以下「県委員会」という。)の任命に係る教職員のうち、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師(条件付採用期間中の教職員、臨時的に任用された教職員及び非常勤の教職員を除く。)
- (2) 指導力向上を要する教員 学習指導、学級経営、生徒指導、児童若しくは生徒又は保護者等との対応等に著しく適切さを欠くため、教育活動に支障をきたし、法第25条の2第1項に規定する指導改善研修(以下「研修」という。)を実施する必要がある教員

(申請及び事実の確認)

第3条 指導力向上を要する教員の認定に係る申請は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に

掲げる者が、県委員会に行うものとする。

- (1) 県立学校に勤務する教員 当該県立学校の校長
- (2) 市町組合が設置する学校に勤務する教員 当該市町組合教育委員会

2 県委員会は、前項に規定する申請があった場合には、当該教員が指導力向上を要する教員に該当するかどうかを判断するための事実の確認を、当該教員が勤務する県立学校の校長又は当該教員が勤務する学校を設置する市町組合教育委員会が作成する当該教員の教育活動等の状況、当該教員に対して行った指導事項及び内容を記載した書面並びにその他兵庫県教育長が必要と認めたものの一部又は全部により行うものとする。

3 県委員会は、前項に規定する事実の確認を行うに当たり、必要に応じて、県委員会事務局の指導主事その他の職員を市町組合教育委員会、学校等に派遣し、直接事実の確認をすることができる。

(指導力向上を要する教員の認定)

第4条 県委員会は、第6条に規定する判定委員会の意見を聴いた上で、指導力向上を要する教員の認定を行わなければならない。

2 県委員会は、前項に規定する認定を行うに当たっては、あらかじめ当該教員から書面又は口頭により意見を聴取する機会を設けなければならない。ただし、当該教員が辞退又は拒否した場合は、この限りでない。

3 県委員会は、指導力向上を要する教員と認定した場合は当該教員に対して研修を実施する。

(指導の改善の程度の認定)

第5条 県委員会は、判定委員会の意見を聴いた上で、法第25条の2第4項に規定する認定を行い、研修後の措置を決定しなければならない。

2 県委員会は、前項に規定する認定を行うに当たっては、あらかじめ当該教員から書面又は口頭により意見を聴取する機会を設けなければならない。ただし、当該教員が辞退又は拒否した場合は、この限りでない。

(判定委員会)

第6条 県委員会は、教育学、医学、心理学その他児童又は生徒に対する指導に関する専門的知識を有する者、県内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）及びその他県委員会が必要と認める者で構成する判定委員会を設置する。

2 判定委員会を構成する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、指導力向上を要する教員の認定手続、判定委員会の設置及び研修の実施等に関して必要な事項は、兵庫県教育長が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

兵庫県教育委員会

委員長 永 田 萌

兵庫県教育委員会規則第7号

兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1の2の部中 「 県 下 全 域 」 を 「 尼崎市 」 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日から引き続き高等学校に在学中の者の所属区域及び自由学区については、この規則による改正後の兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。